

「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）」
及び「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器
包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める
省令の一部改正（案）」に対する意見

今般政府にてとりまとめられた標記案（以下、「政府（案）」）について、以下のとおり意見を申し述べる。

1. 当所意見の概要

政府（案）に対する当所の意見概要は以下のとおりである。

（１）見直しの目的

- ・「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すことを支持する。政府においてはごみの総量や散乱ごみの状況に注視し、国民全体に望ましいライフスタイルを示し続ける必要がある。
- ・容器包装リサイクル制度を基本とした制度構築を支持する。自治体の定める条例等との制度上の整合をとるべきである。

（２）制度改正のイメージ

- ・プラスチック製買物袋に記載する表示については、事業者・消費者双方にとって分かりやすく、事業者にとって追加的コスト負担のないものとするべきである。
- ・プラスチック製買物袋の価格設定や売上げの用途については、事業者の判断に委ねられるべきである。
- ・中小・小規模事業者に対しては、施行後も含めて、対応に混乱が生じないよう配慮が必要であり、丁寧な支援・フォローアップを求める。
- ・とりわけ中小・小規模のプラスチック製買物袋を製造する事業者への支援策は重要であり、設備更新や素材転換のための投資支援などは十分に行われる必要がある。
- ・施行日について、当初案から3ヶ月施行日を後ろ倒しにし、2020年7月1日とされた点を評価する。施行後も当面は企業支援を継続し、段階的に指導・助言を行う等、経過を見ながら対応する必要がある。

（３）事業者への周知・国民理解の促進に向けて

- ・ガイドラインの策定は、可能な限り早期かつ、事業者・消費者双方にとってわかりやすい内容とする必要がある。先行事例の成果や課題も取り入れながら、特に事業者の不安払拭に努めていただきたい。
- ・問い合わせ窓口の設置について、事業者からの相談も受け付けられる旨を明記するべきである。

2. 個別事項に対する具体的意見

『プラスチック製買い物袋の有料化のあり方について（案）（以下「あり方（案）」）』の内容に基づき、『小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正（案）（以下「省令改正（案）」）』の該当部分も明記し、以下意見を申し述べる。

①見直しの目的

該当頁・行数		意見	理由
あり方 （案）	省令改正 （案）		
1頁 1～5 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュースの徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すことを支持する。 ▶ 政府は、今般のプラスチック製買い物袋の有料化義務化の措置がもたらす影響について、ごみの総量や散乱ごみの状況について注視するとともに、国民全体に望ましいライフスタイルを示し続ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プラスチックの資源循環を総合的に推進するためには、事業者の取組のみならず、製品を利用する消費者のライフスタイル・意識変革も重要である。 ▶ プラスチック製買い物袋の代替製品の普及により、却ってごみの総量が増加する危惧、ならびに、バイオマスプラスチック配合率が高いからポイ捨てしても問題ないといった誤った認識を生む危惧が否定できない。
1頁 6～9 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 容器包装リサイクル法の枠組みを基本とし、省令の見直し等を通じて制度構築を図ることを支持する。 ▶ 制度構築にあたっては、プラスチック製買い物袋に関する各地の条例等との整合を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 制度発足から20年以上を経て社会に浸透している容器包装リサイクル制度を基本とすることが効果的と考える。 ▶ 事業者にとって、国と自治体から別々の対応を求められることは、非常に大きな負担である。今般の制度の対象は広範にわたるため、制度の整合は必須である。

②制度改正のイメージ

a. 対象となる買物袋

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
2頁 1～10 行目	第二条	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プラスチック製買物袋の有料化義務化（無料配布禁止等）の対象となる範囲ならびに対象外の範囲について、政府（案）を支持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 海洋生分解性プラスチックは海洋プラスチック問題の解決に寄与し、バイオマスプラスチックはカーボンニュートラルの実現に寄与すると考えられるため、それらの普及を推進すべきである。
2頁 11～13 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バイオマスプラスチックへの転換・普及、安価な利用をできるようにするため、製造事業者に対して原料調達等のコスト低減に資する支援を行っていく旨を書き込むべきである。 ➤ 「消費者への分かりやすい表示」については、事業者にとっても使いやすく、追加的コスト負担のないものでなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 世界的なバイオマスプラスチックの需要の高まりにより、原料調達がさらに逼迫しコストが高騰する可能性がある。普及のためにはコスト低減を図ることが重要である。 ➤ 例えば、バイオマスマークの取得には中小・小規模事業者にとって決して安価とは言えない費用がかかっている。コスト高のため事業者が表示・マークの使用を躊躇するようなことがないようにするべきである。

b. 有料化のあり方

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
2頁 18～24 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プラスチック製買物袋の価格設定について、各事業者が本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定できるようにすることを支持する。 ➤ プラスチック製買物袋の売上げの用途について、各事業者が本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら決定・選択することを支持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 政府（案）の施行により、プラスチック製買物袋も原則有料で販売する商品となる以上、その価格は当然に事業者が自由に設定できるようにするべきである。 ➤ 売上げの用途は事業者の選択に委ねられるべきである。また、裁量があることで事業者の創意工夫の素地が形成されると考える。
2頁 25～26 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 先行事例での効果実績の共有にあたっては、有料化の対応に加えて、顧客からのクレームの有無や売上げの増減などの情報も含めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本制度に関して当所に寄せられる声には、左記を不安に思うものが多い。ガイドラインの中でもそうした不安を払拭する工夫を凝らすべきである。

c. 対象業種

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
3頁 2～5 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ あらゆる業種においてプラスチック製買物袋有料化などによる削減努力が求められる点を理解する。既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組実施が広まることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者の混乱を防止することが非常に重要であり、業種により例外を設けると混乱が発生する可能性が大きい。

d. 中小企業・小規模事業者等への配慮

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
3頁 7～10 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者の規模にかかわらず一律に対象とする点について、必要性は理解するが、中小・小規模事業者向けの丁寧な支援・フォローアップを求める。 ➤ 中小・小規模のプラスチック製買物袋製造業事業者への支援策は重要であり、設備更新や素材転換に向けた投資の支援などは十分に行われる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プラスチック製買物袋有料化義務化に伴っては、プラスチック製買物袋自体の見直し、レジ設備の更新や荷詰め台の導入から店頭での周知に至るまで、ハード・ソフト面の投資が必要になる場合がある。 ➤ プラスチック製買物袋の製造事業者には中小・小規模事業者が多い。経営基盤が比較的弱く早期の素材転換等が難しいうえ、売上減少とそれに伴う既存のプラスチック製買物袋のデッドストック化のリスクもある。

e. 実施時期・フォローアップ

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
3頁 12～15 行目 17～20 行目	附則	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 政府（案）は、準備期間や周知期間を考慮した結果として、2020年7月1日施行と定めている。施行日について当初案から3ヶ月後ろ倒しにした点を評価する。施行日以降も、当面は企業支援を継続し、段階的に指導・助言を行う等、経過を見ながら対応を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 周知が十分行き渡らずに、施行までに準備が間に合わない企業の存在も想定される。制度未対応の事業者に対しては、現場の運用実態を考慮しながら柔軟に対応していくべきである。

		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 容器包装リサイクル制度における定期報告の対象となる容器包装多量利用事業者の対象拡大は行うべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 容器包装の使用量の少ない小規模小売事業者にまで義務を課すことは、過剰な負担を強いることになり、合理的ではないと考える。
--	--	---	---

③事業者への周知・国民理解の促進に向けて

該当頁・行数		意見	理由
あり方 (案)	省令改正 (案)		
3頁 22～27 行目	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガイドラインの策定は、可能な限り早期かつ、事業者・消費者双方にとってわかりやすい内容とする必要がある。先述した好事例も取り入れながら特に事業者の不安払拭に努めていただきたい。 ➤ 各種メディアを通じた国民向け周知広報においては、先行する3Rの推進やCOOL CHOICEの取組との連携も検討すべきである。 ➤ 問い合わせ窓口においては、事業者からの相談も受け付けられるようにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者がガイドラインに基づいて十分に準備できるよう、早期に情報発信を行うべきである。 ➤ 3Rの推進やCOOL CHOICEはまさに国民運動であり、今般の制度目的との親和性も高い。
4頁 1～6 行目		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業者がガイドラインを参照したうえで疑問に思ったことなどを相談できる窓口が必要である。政府(案)には問い合わせ窓口の設置としか書かれていないため、事業者向けとしても明確に位置付けていただきたい。 ➤ 商工会議所も地域経済団体として本制度の円滑な実施に寄与すべく、周知協力する所存である。 	

以上